

平成28年度決算に基づく  
千葉市健全化判断比率等審査意見書

千葉市監査委員



29監査報告第5号  
平成29年8月18日

千葉市長 熊 谷 俊 人 様

千葉市監査委員	清 水 謙 司
同	宮 原 清 貴
同	川 合 隆 史
同	宇留間 又衛門

平成28年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成28年度決算に基づく千葉市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。



# 目 次

## **平成28年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等審査意見**

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	重点項目	1
第4	審査の着眼点	1
第5	審査の主な実施内容	1
第6	審査の日程	2
第7	審査の結果	2

### **【総括】**

1	健全化判断比率	4
2	資金不足比率	5
3	まとめ	6

### **【比率別状況】**

1	健全化判断比率の状況	8
(1)	実質赤字比率	8
(2)	連結実質赤字比率	10
(3)	実質公債費比率	12
(4)	将来負担比率	14
2	資金不足比率の状況	16
(1)	資金不足比率	16

#### 表記に関する注意事項

- 1 実質公債費比率（単年度）は、算定の基礎となる事項を記載した書類では小数点以下第5位まで表示されるが、小数点以下第3位を四捨五入して表示した。
- 2 文中の金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満を切り捨てた。

# 平成28年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等審査意見

## 第1 審査の対象

- 1 平成28年度決算に基づく健全化判断比率
  - (1) 実質赤字比率
  - (2) 連結実質赤字比率
  - (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率
- 2 平成28年度決算に基づく資金不足比率
- 3 上記各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

平成29年7月12日から同年8月4日まで

## 第3 重点項目

### 1 法令事項

比率は、法令に基づいて算定されているか。

### 2 計数

算定書類の計数は、算定根拠資料と一致しているか。

### 3 記載事項

算定書類は、適正に作成されているか。

## 第4 審査の着眼点

上記の重点項目を踏まえ、国が作成した最新の「地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率に関するチェックポイント」に沿って審査を実施した。

## 第5 審査の主な実施内容

審査は、千葉市監査執行規程に基づき実施し、審査の方法については、審査に付された算定書類について、算定根拠資料との照合を行うほか、関係職員からの説明を聴取するなどの方法により実施した。

## 第6 審査の日程

日付	内 容	
平成29年7月19日	平成29年度第8回監査委員会議	審査対象部局の概況説明
平成29年8月 4日	平成29年度第9回監査委員会議	審査

## 第7 審査の結果

平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、法令に基づいて算定され、比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

### 平成28年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	17.3	186.2

### 平成28年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

病院事業	下水道事業	水道事業	農業集落排水事業	地方卸売市場事業	動物公園事業
0.1	—	—	—	—	—

【参考】

健全化判断比率等の算定対象となる会計

一般会計等 (8会計)	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
	一般会計等に属する特別会計 (7会計)							
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業						
		霊園事業						
		都市計画土地区画整理事業						
		市街地再開発事業						
		公共用地取得事業						
		学校給食センター事業						
		公債管理						
公営事業会計 (10会計)	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計(4会計)		国民健康保険事業					
			介護保険事業					
			後期高齢者医療事業					
			競輪事業					
			病院事業					
			下水道事業					
			水道事業					
			農業集落排水事業					
			地方卸売市場事業					
			動物公園事業					
一部事務組合(千葉県市町村総合事務組合) 広域連合(千葉県後期高齢者医療広域連合)								
外郭団体(都市整備公社)								

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定される。

## 【総括】

### 1 健全化判断比率

平成28年度決算に基づく健全化判断比率は、表1のとおりである。

表1 平成28年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%、ポイント)

区分	平成28年度	平成27年度	前年度増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	17.3 (15.44)	18.0 (18.25)	△0.7 (△2.81)	25.0	35.0
将来負担比率	186.2	208.7	△ 22.5	400.0	

(注) 実質公債費比率の( )内の数値は、単年度の数値である。

実質赤字比率は、前年度と同様に一般会計等における実質収支が黒字となったため、当該比率はない。

連結実質赤字比率は、前年度と同様に全会計における連結実質収支が黒字となったため、当該比率はない。

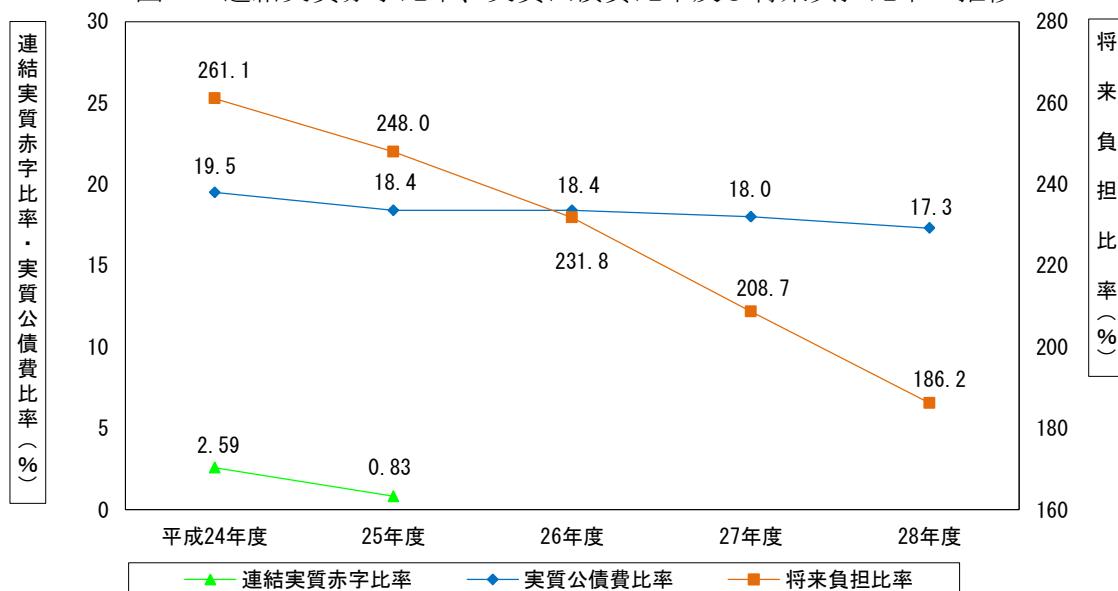
実質公債費比率は17.3%で、前年度と比較すると0.7ポイントの改善である。単年度の比率は15.44%で、前年度と比較すると2.81ポイントの改善である。主な理由は、標準財政規模が増加したことによるものである。

将来負担比率は186.2%で、前年度と比較すると22.5ポイントの改善である。主な理由は、市債管理基金及び都市計画税等の充当可能財源等が増加したことによるものである。

いずれの比率においても早期健全化基準を下回る結果となっている。

なお、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の推移は、図1のとおりである。

図1 連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の推移



(注) 平成26年度以降、連結実質赤字比率はなくなっている。

## 2 資金不足比率

平成28年度決算に基づく各公営企業会計における資金不足比率は、表2のとおりである。

表2 平成28年度決算に基づく各公営企業会計における資金不足比率

(単位：%)

区分	平成28年度	平成27年度	経営健全化基準
病院事業	0.1	—	20.0
下水道事業	—	—	
水道事業	—	—	
農業集落排水事業	—	—	
地方卸売市場事業	—	—	
動物公園事業	—	—	

病院事業会計において、医業収支の悪化により0.1%の資金不足が初めて生じた。

病院事業会計以外の各公営企業会計における資金不足比率は、資金の不足額がないため、当該比率はない。

### 用語説明

#### 早期健全化基準

自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準であり、比率のいずれかが基準以上である場合には、財政健全化計画を定めることとなる。

#### 財政再生基準

国等の関与により計画的に財政の再生を図るべき基準であり、将来負担比率を除く比率のいずれかが基準以上である場合には、財政再生計画を定めることとなる。

#### 経営健全化基準

自主的かつ計画的に経営の健全化を図るべき基準であり、比率が基準以上である場合には、経営健全化計画を定めることとなる。

### 3 まとめ

#### (1) 健全化判断比率

##### ア 比率の状況

実質赤字比率は、一般会計等における実質収支が黒字となったため、当該比率はない。

連結実質赤字比率は、全会計における連結実質収支が黒字となったため、当該比率はない。

また、実質公債費比率は17.3%で、前年度と比較して0.7ポイントの改善、将来負担比率は186.2%で、前年度と比較して22.5ポイントの改善であり、いずれの比率においても早期健全化基準を下回る結果となっている。

##### イ 意見

実質公債費比率及び将来負担比率については、今後とも、「第2期財政健全化プラン（平成26年度～29年度）」に基づき、市債の発行を抑制し、残高の削減を図るとともに、市債管理基金からの借入残高の削減を着実に行われたい。

なお、連結実質赤字比率については、比率がなかったものの、平成25年度まで同比率の発生要因となっていた国民健康保険事業の累積赤字は、依然として多額であることから、「第2期国民健康保険事業財政健全化に向けたアクションプラン（平成27年度～29年度）」に基づく取組みを推進し、引き続き、単年度収支の更なる改善と累積赤字の削減に努められたい。

#### (2) 資金不足比率

##### ア 比率の状況

資金不足比率は、病院事業会計において資金の不足額が2,306万円生じており、その比率は0.1%となっている。

他の公営企業会計においては資金の不足額がないため、当該比率はない。

##### イ 意見

病院事業、下水道事業及び水道事業の法適用企業においては、今後も施設等の整備・更新などに多額の資金需要が見込まれることから、財源の確保に留意しつつ、経営基盤の強化に一層努められたい。

特に、病院事業については、資金不足が生じていることから、収益の向上を図り、今後は資金不足に陥ることのないよう適正な資金管理に留意されたい。

表3 法適用企業における資金剩余額の推移

(単位：千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
病院事業	2,686,240	1,618,557	1,551,582	1,146,384	△23,060
下水道事業	1,128,515	1,205,879	1,370,283	1,766,058	2,209,284
水道事業	1,124,645	910,472	544,965	146,814	92,568

#### (3) むすび

以上のように、実質公債費比率や将来負担比率は着実な改善が見られるものの、他の政令指定都市と比較すると依然として高い水準にある。また、病院事業において初めて資金不足が生じていることから、今後とも持続可能な財政構造の構築に向け、将来を見据えた財政運営を一層進められることを要望する。



## 【比率別状況】

### 1 健全化判断比率の状況

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

#### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す指標であり、一般会計等の実質赤字額がマイナスとなる場合は、当該比率はない。

#### ア 実質赤字比率の算定

実質赤字比率の算定式は、次のとおりで、一般会計等における実質収支が黒字となり、実質赤字額がマイナスとなったことから、実質赤字比率はない。

$$\text{実質赤字比率} [ - ] = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} [\triangle 4,827,267\text{千円}]}{\text{標準財政規模} [214,915,543\text{千円}]}$$

#### イ 実質赤字比率の前年度比較

実質赤字比率は、表4のとおり前年度と同様にない。

表4 実質赤字比率の前年度比較

(単位：%、ポイント)

区分	平成28年度	平成27年度	前年度増減
実質赤字比率	—	—	—

#### ウ 実質赤字比率の算定内訳

一般会計等の実質赤字額は、表5のとおりである。

表5 一般会計等の実質赤字額

(単位：千円)

区分	歳入総額 a	歳出総額 b	形式収支額 c = a - b	翌年度に繰り 越すべき財源 d	平成28年度 実質収支額 e = c - d	平成27年度 実質収支額 f	増減額 e - f
一般会計	403,912,842	398,562,417	5,350,425	523,158	4,827,267	4,540,527	286,740
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	345,070	279,696	65,374	65,374	0	0	0
靈園事業	756,478	750,378	6,100	6,100	0	0	0
都市計画土地地区画整理事業	426,599	422,999	3,600	3,600	0	0	0
市街地再開発事業	1,209,187	1,209,187	0	0	0	0	0
公共用地取得事業	627,467	627,467	0	0	0	0	0
学校給食センター事業	2,414,336	2,414,336	0	0	0	0	0
公債管理	139,185,701	139,185,701	0	0	0	0	0
合計	548,877,680	543,452,181	5,425,499	598,232	4,827,267	4,540,527	286,740

実質赤字額	△4,827,267	△4,540,527	△286,740
-------	------------	------------	----------

一般会計等の実質赤字額は、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額が48億2,726万円となったことから、△48億2,726万円である。

実質赤字額を前年度と比較すると2億8,674万円減少しているが、これは一般会計の実質収支額が増加したことによるものである。

標準財政規模は、表6のとおりである。

表6 標準財政規模

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成27年度	増減額
法定普通税及び目的税	160,366,577	158,947,501	1,419,076
税交付金	25,183,381	22,548,589	2,634,792
地方譲与税	2,579,700	2,656,430	△ 76,730
地方特例交付金等	663,670	1,251,591	△ 587,921
交通安全対策特別交付金	283,788	298,021	△ 14,233
普通交付税	8,863,131	7,107,255	1,755,876
臨時財政対策債発行可能額	16,975,296	17,825,695	△ 850,399
標準財政規模	214,915,543	210,635,082	4,280,461

(注) 1 「法定普通税及び目的税」の内訳

市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、事業所税

2 「税交付金」の内訳

利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金

3 「地方譲与税」の内訳

地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税

標準財政規模は、主な経常的一般財源としての法定普通税及び目的税、税交付金、地方譲与税、地方特例交付金等、交通安全対策特別交付金、普通交付税並びに臨時財政対策債発行可能額を加えたもので、2,149億1,554万円である。

標準財政規模を前年度と比較すると42億8,046万円増加しているが、これは主に税交付金が増加したことによるものである。

#### 用語説明

##### 標準財政規模

地方公共団体が標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、地方交付税法で定める方法により算定した法定普通税等の収入見込額に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額等を加算した額。

##### 臨時財政対策債発行可能額

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債の発行可能額。

## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全18会計を対象とした連結実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す指標であり、連結実質赤字額がマイナスとなる場合は、当該比率はない。

### ア 連結実質赤字比率の算定

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりで、全会計における連結実質収支が黒字となり、連結実質赤字額がマイナスとなつたことから、連結実質赤字比率はない。

$$\text{連結実質赤字比率} [-] = \frac{\text{連結実質赤字額} [\triangle 3,686,132\text{千円}]}{\text{標準財政規模} [214,915,543\text{千円}]}$$

### イ 連結実質赤字比率の前年度比較

連結実質赤字比率は、表7のとおり前年度と同様にない。

表7 連結実質赤字比率の前年度比較

(単位：%、ポイント)

区分	平成28年度	平成27年度	前年度増減
連結実質赤字比率	—	—	—

## ウ 連結実質赤字比率の算定内訳

連結実質赤字額は、表8のとおりである。

表8 連結実質赤字額

(単位：千円)

区分		実質収支額又は資金剰余額		増減額
		平成28年度	平成27年度	
一般会計等(8会計) a		4,827,267	4,540,527	286,740
一般会計等以外の特別会計 のうち公営企業に係る 特別会計以外の特別会計 (4会計)  b	国民健康保険事業	△ 5,523,164	△ 7,679,168	2,156,004
	介護保険事業	1,255,855	822,992	432,863
	後期高齢者医療事業	26,776	28,065	△1,289
	競輪事業	820,606	724,076	96,530
	小計	△3,419,927	△ 6,104,035	2,684,108
公営企業会計 (6会計)  c	法適用企業 (3会計)	病院事業	△23,060	1,146,384
		下水道事業	2,209,284	1,766,058
		水道事業	92,568	146,814
	法非適用企業 (3会計)	農業集落排水事業	0	0
		地方卸売市場事業	0	0
		動物公園事業	0	0
小計		2,278,792	3,059,256	△ 780,464
合計 a + b + c		3,686,132	1,495,748	2,190,384
連結実質赤字額		△ 3,686,132	△ 1,495,748	△ 2,190,384

(注) 公営企業会計(6会計)については、資金剰余額を記載している。

連結実質赤字額は、一般会計等の実質収支額、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計の実質収支額及び公営企業会計の資金剰余額を加えたもので、△36億8,613万円である。

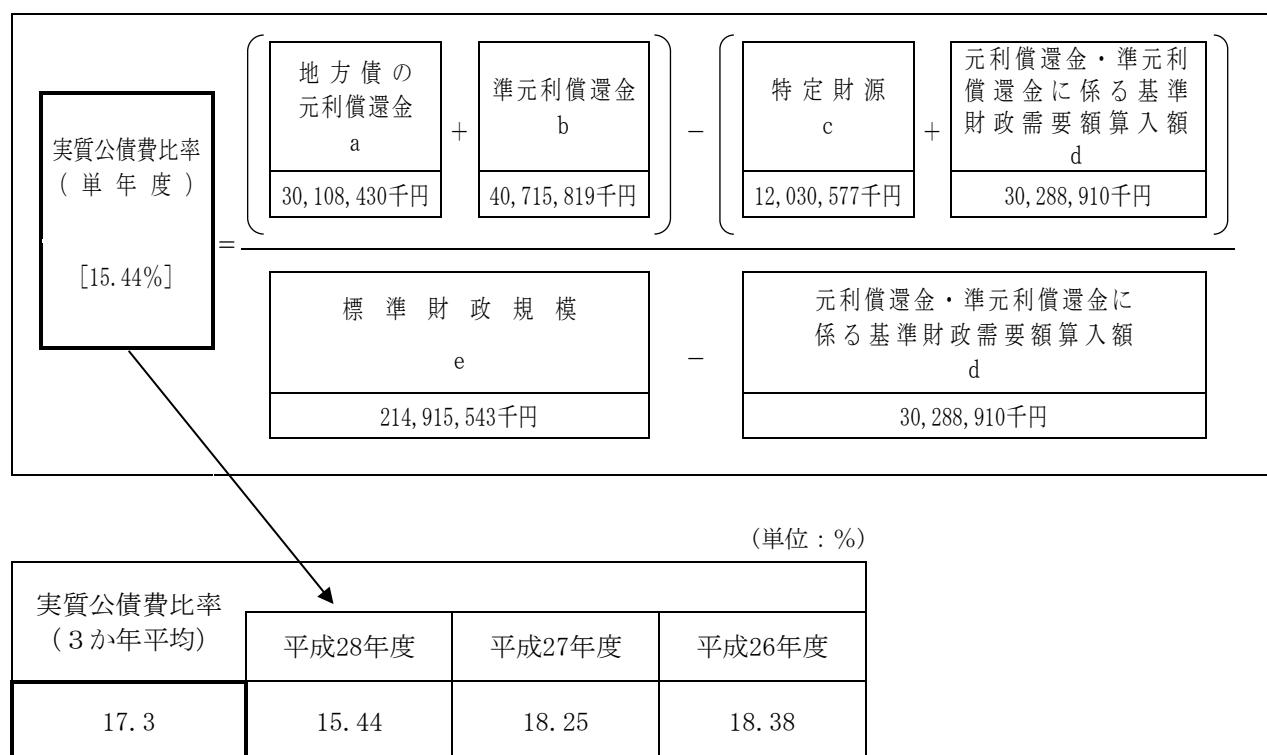
連結実質赤字額を前年度と比較すると21億9,038万円減少しているが、これは主に国民健康保険事業特別会計の赤字額が減少したことによるものである。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、算定対象となる会計が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金が、標準財政規模に占める割合を表す指標で、単年度の実質公債費比率3か年分を平均したものである。

#### ア 実質公債費比率の算定

実質公債費比率(17.3%)の算定式は、次のとおりである。



#### イ 実質公債費比率の前年度比較

実質公債費比率は、表9のとおり17.3%で、前年度と比較すると0.7ポイント改善している。

なお、単年度の実質公債費比率は、15.44%で、前年度と比較すると、2.81ポイント改善している。

表9 実質公債費比率の前年度比較

(単位: %、ポイント)

区分	平成28年度 A	平成27年度 B	平成26年度	平成25年度	前年度増減 A-B又はC-D
実質公債費比率 (单年度)	15.44	18.25	18.38	17.54	△ 2.81
平成28年度実質公債費比率 (3か年平均) C		17.3			
平成27年度実質公債費比率 (3か年平均) D			18.0		△ 0.7

## ウ 単年度の実質公債費比率の算定内訳

単年度の実質公債費比率の算定内訳は、表10のとおりである。

表10 単年度の実質公債費比率の算定内訳

(単位：千円)

区分		平成28年度	平成27年度	増減額
分子	地方債の元利償還金 a	30,108,430	30,554,186	△445,756
	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額	28,625,655	31,712,091	△ 3,086,436
	企業債の償還に係る 公営企業会計繰出金	病院事業	1,212,826	1,208,795 4,031
		下水道事業	7,484,168	7,704,407 △ 220,239
		水道事業	573,560	560,768 12,792
		農業集落排水事業	315,280	320,970 △ 5,690
		地方卸売市場事業	130,040	137,109 △ 7,069
		動物公園事業	46,045	54,693 △ 8,648
	公債費に準ずる 債務負担行為	PFI事業によるもの	952,039	949,858 2,181
		五省協定によるもの	0	209,859 △ 209,859
		その他の	1,376,206	2,156,292 △ 780,086
	一時借入金利子	0	0	0
	小計	40,715,819	45,014,842	△ 4,299,023
	特定財源 c	12,030,577	12,066,960	△ 36,383
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 d	30,288,910	30,666,263	△ 377,353
	(a + b) - (c + d)	28,504,762	32,835,805	△ 4,331,043
分母	標準財政規模 e	214,915,543	210,635,082	4,280,461
	e - d	184,626,633	179,968,819	4,657,814

分子は、地方債の元利償還金に準元利償還金を加えたものから、特定財源に元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を加えたものを差し引いた285億476万円であり、前年度と比較すると43億3,104万円減少しているが、これは主に満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額が減少したことによるものである。

分母は、標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を差し引いた1,846億2,663万円であり、前年度と比較すると46億5,781万円増加しているが、これは主に標準財政規模が増加したことによるものである。

### 用語説明

#### 地方債の元利償還金

一般会計等における地方債の元金と利子の償還に係る経費であり、繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る経費を除いたもの。

#### 準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるとみなされる経費で、満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額（市債管理基金積立相当額及び積立不足考慮額）、企業債償還に充てたとみなされる公営企業会計繰出金、公債費に準ずる債務負担行為及び一時借入金利子。

#### 特定財源

都市計画事業の財源として発行した地方債の元金や利子の償還に充てた都市計画税及び公営住宅使用料等。

#### 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

地方債の元利償還金やそれに準ずる準元利償還金に係る経費として、地方交付税の算定に用いられた額。

#### (4) 将来負担比率

将来負担比率は、算定対象となる会計が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に占める割合を表す指標である。

##### ア 将来負担比率の算定

将来負担比率（186.2%）の算定式は、次のとおりである。

将来負担比率 [186.2%]	a 1,056,031,793千円	-	b 712,092,972千円	=	A 343,938,821千円
	c 214,915,543千円	-	d 30,288,910千円	=	B 184,626,633千円

##### イ 将来負担比率の前年度比較

将来負担比率は、表11のとおり186.2%で、前年度と比較すると、22.5ポイント改善している。

表11 将来負担比率の前年度比較

(単位：%、ポイント)

区分	平成28年度	平成27年度	前年度増減
将来負担比率	186.2	208.7	△ 22.5

## ウ 将来負担比率の算定内訳

将来負担比率の算定内訳は、表12のとおりである。

表12 将来負担比率の算定内訳

(単位：千円)

区 分			平成28年度	平成27年度	増 減 額	
分 子	将来負担額 a	地方債の現在高	839,836,766	839,824,288	12,478	
		公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額	19,217,760	23,065,619	△ 3,847,859	
		企業債の償還に係る公営企業会計繰出見込額	155,175,704	160,008,060	△ 4,832,356	
		退職手当負担見込額	38,497,929	40,448,188	△ 1,950,259	
		設立法人の負債額等負担見込額	3,303,634	4,536,097	△ 1,232,463	
		連結実質赤字額	0	0	0	
	小 計		1,056,031,793	1,067,882,252	△ 11,850,459	
分 母	充当可能財源等 b	充当可能基金額	市 債 管 理 基 金	100,754,469	92,701,562	
			財 政 調 整 基 金	7,105,091	5,443,388	
			そ の 他 基 金	7,184,677	5,064,574	
		充 当 可 能 な 特 定 財 源 見 込 額	都 市 計 画 税	167,011,104	160,454,596	
			公 営 住 宅 使 用 料	7,222,813	6,679,285	
			そ の 他 特 定 財 源	22,000	22,000	
	基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額			422,792,818	421,800,797	
	小 計			712,092,972	692,166,202	
	A = a - b			343,938,821	375,716,050	
	標準財政規模 c			214,915,543	210,635,082	
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 d			30,288,910	30,666,263	
	B = c - d			184,626,633	179,968,819	
					4,657,814	

分子は、将来負担額から、充当可能財源等を差し引いた3,439億3,882万円であり、前年度と比較すると317億7,722万円減少しているが、これは主に充当可能財源等で市債管理基金残高及び都市計画税の収入見込額が増加したことによるものである。

分母は、標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を差し引いた1,846億2,663万円である。

### 用語説明

#### 退職手当負担見込額

職員の全員が当年度末において自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額。

#### 基準財政需要額算入見込額

地方債の現在高及び公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額等に対して、その償還等に要する経費として普通交付税の算定の際に基準財政需要額に算入されることが将来見込まれる額。

## 2 資金不足比率の状況

### (1) 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計6会計ごとの資金の不足額が、各会計の事業規模に占める割合を表す指標である。

#### ア 資金不足比率の算定

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

資 金 の 不 足 額*	
資金不足比率	=
事 業 の 規 模 (営業収益)	
※ 資金の不足額	
・法適用企業	[ (流動負債 - 控除企業債等) - (流動資産 - 控除財源等 + 貸倒引当金) ]
・法非適用企業	[歳出総額 - (歳入総額 - 翌年度に繰り越すべき財源) ]

#### (ア) 法適用企業における資金不足比率

法適用企業における資金不足比率は、表13のとおりである。

表13 法適用企業における資金不足比率

(単位：千円、%)

区 分						資金の不足額 A=(a-b)-(c-d+e)	事業の規模 (営業収益) B	資金不足比率 A/B
	流動負債 a	控除企業債等 b	流動資産 c	控除財源等 d	貸倒引当金 e			
病院事業	5,831,877	2,450,970	3,340,465	0	17,382	23,060	15,537,896	0.1
下水道事業	20,392,360	16,272,266	6,234,832	0	94,546	△ 2,209,284	17,602,187	—
水道事業	2,977,751	970,895	2,099,073	0	351	△ 92,568	1,003,113	—

(注) 資金の不足額欄のマイナスは、資金剰余の状況であることを示している。

法適用企業における資金の不足額は、企業ごとに、流動負債から控除企業債等を控除した額から、流動資産から控除財源等を控除した額に貸倒引当金を加えた額を差し引いたものであり、病院事業において資金の不足額が2,306万円生じており、その比率は0.1%となっている。

#### (イ) 法非適用企業における資金不足比率

法非適用企業における資金不足比率は、表14のとおりである。

表14 法非適用企業における資金不足比率

(単位：千円、%)

区 分				資金の不足額 A=a-(b-c)	事業の規模 (営業収益) B	資金不足比率 A/B
	歳出総額 a	歳入総額 b	翌年度に繰り越すべき財源 c			
農業集落排水事業	483,431	483,431	0	0	62,093	—
地方卸売市場事業	886,143	886,143	0	0	485,387	—
動物公園事業	1,005,979	1,005,979	0	0	303,481	—

法非適用企業における資金の不足額は、歳入総額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額を歳出総額から差し引いたものであり、いずれの企業においても収支均衡の状況で、資金の不足額がないことから、当該比率はない。

#### イ 資金剰余額の前年度比較

資金剰余額を前年度と比較すると、表15のとおりである。

表15 資金剰余額の前年度比較

(単位：千円)

区分		平成28年度	平成27年度	増減額
法適用	病院事業	△23,060	1,146,384	△ 1,169,444
	下水道事業	2,209,284	1,766,058	443,226
	水道事業	92,568	146,814	△ 54,246
法非適用	農業集落排水事業	0	0	0
	地方卸売市場事業	0	0	0
	動物公園事業	0	0	0

法適用企業における資金剰余額を前年度と比較すると、下水道事業で4億4,322万円増加しているものの、病院事業で11億6,944万円、水道事業で5,424万円それぞれ減少している。

法非適用企業における資金剰余額は、前年度と同様に収支均衡の状況であるため、増減はない。

#### 用語説明

##### 法適用企業会計

地方公営企業法第2条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計。

##### 法非適用企業会計

地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外の特別会計。

##### 控除企業債等

次の額を合計したもの。

- (1) 貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額。 (控除企業債等)
- (2) 貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために翌年度において地方債を起こすこととしているもの又は他の会計からの長期借入金によることとしているものの額。 (控除未払金等)
- (3) 連結実質赤字比率の算定上、現金会計である一般会計又は法非適用会計等との間で生じる重複額。 (控除額)
- (4) 貸借対照表の流動負債に計上されている引当金及びリース債務の額。 (控除引当金等)

##### 控除財源等

次の額を合計したもの。

- (1) 算定対象年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、算定対象年度に収入された部分に相当する額。 (控除財源)
- (2) 連結実質赤字比率の算定上、現金会計である一般会計又は法非適用会計等との間で生じる重複額。 (控除額)

##### 貸倒引当金

貸借対照表の流動資産に計上されている貸倒引当金の額。